

(明治二十一年：一八八八)

町村分合請願書

群馬県南甘楽郡

檜原村
乙父村
乙母村
川和村
勝山村
新羽村
野栗沢村

右者本年県令第四拾六号ヲ以テ、町村

分合之御達ニ基キ、前書七ヶ村人民協

議之上合併シ、更ニ村名ヲ上野村ト改称

致度候間、各村人民惣代人一同連署ヲ以テ

此段奉願上候、御聞届被成下度候也

南甘楽郡檜原村人民惣代人

明治廿一年十月一日

田村 常吉^印
相馬 恒作^印

乙父村人民惣代人

中澤 律造^印

乙母村人民惣代人

今井善四郎^印

今井源十郎^印

川和村人民惣代人

黒澤留五郎^印

勝山村人民惣代人

黒澤 萬吉^印

新羽村人民惣代人

浅香庄三郎^印

印形失念ニ付代印

今井善四郎

野栗沢村人民惣代人

黒澤仲三郎^印

群馬県南甘楽郡長 横山三郎殿

【55読み下し文】

町村分合（ぶんごう）請願書

群馬県南甘楽郡

檜原（ならはら）村
乙父（おつち）村
乙母（おとも）村
川和（かわわ）村
勝山（かつやま）村
新羽（にっぱ）村
野栗沢（のぐりさわ）村

右は本年県令第四拾六号を以（もつ）て、町村

分合の御達しに基き、前書七ヶ村人民協

議の上合併し、更に村名を上野村と改称

致し度（たく）候間、各村人民惣代人一同連署（れんしよ）を以て

此の段願い上げ奉（たてまつ）り候、御聞き届け成し下され度候也

南甘楽郡檜原村人民惣代人

明治廿一年十月一日 田村 常吉 印

相馬 恒作 印

乙父村人民惣代人

中澤 律造 印

乙母村人民惣代人

今井善四郎 印

今井源十郎 印

川和村人民惣代人

黒澤留五郎 印

勝山村人民惣代人

黒澤 萬吉 印

新羽村人民惣代人

浅香庄三郎 印

印形失念二付代印

今井善四郎

野栗澤村人民惣代人

黒澤仲三郎 印

群馬県南甘楽郡長 横山三郎殿

〈群馬県行政文書・明治二十一年「名称区域」

AO-181-AOM No.280〉